**保安機関の認定申請（新規）**

関係法令等　法第２７条～第３１条、規則第２７条～第３３条、その他

◎　液化石油ガス販売事業者は、保安業務の全部又は一部を自ら行う場合、保安機関の認定を受けなければなりません。

なお、保安業務を他の認定を受けた保安機関に委託する場合は、委託契約を締結する必要があります。

◎　申請手続きは、販売所の所在地を所管する広域振興局等の扱いになります。

また、２以上の広域振興局等の区域にまたがっている広域事業者は、主たる販売所（本店等）の区域を所管する広域振興局等に対して申請を行います。

◎　認定の基準について

保安業務区分毎に保安業務資格者の人数、保安業務用機器の確保、損害賠償保険が付保されていること、緊急時対応は原則３０分以内に設備設置場所に到達できること等、保安機関としての基準を満たすことが必要です。

◎　保安業務規程の認可申請も必要となります。

◎　必要書類

１　保安機関認定申請書（様式第１２）

２　申請手数料貼付欄

　３　保安業務計画書（様式第１３）……　各事業所ごと

　４　事業所の位置図面

　５　緊急時対応を行う場合、事業所の位置と一般消費者等の範囲を示した図面

　６　保安業務資格者等一覧表及び免状の写

　７　保安業務資格者数算定書

　８　保有すべき保安業務用機器の算定書

　９　賠償責任保険受領証、加入依頼引受証の写し

　10　欠格事項に該当しないことの誓約書

　11　役員及び構成員名簿（法人の場合）

　12　会社概要（保安業務以外の業務を行っている場合、業務概要説明書）

 13　定款及び登記事項証明書（法人の場合）

◎　手数料

　 １保安機関につき　　34,000円＋6,900円×保安業務区分数